

府 共 第 775 号

平成 27 年 9 月 25 日

都 道 府 県 知 事
各 殿
政令指定都市市長

内閣府男女共同参画局長（公印省略）

女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針の策定について（通知）

平素より女性の活躍推進に御理解、御協力いただき、誠にありがとうございます。

政府においては、本日、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 5 条の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を別添のとおり策定しました。

その概要は下記のとおりですので、御了知いただきますとともに、関係部局等に対し御周知の上、女性の活躍推進に向けた連携を一層深めていただきますようお願いいたします。

法においては、第 6 条第 1 項により、都道府県は基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県推進計画」という。）を、同条第 2 項により、市町村は基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めることとされていますので、貴都道府県・貴市において、積極的な取組を進めていただきますようお願いいたします。

都道府県知事におかれましては、貴管内市町村（政令指定都市を除く。）、関係機関・団体及び住民に対して、政令指定都市市長におかれましては、関係機関・団体及び住民に対して、基本方針の内容を広く周知いただくとともに、別紙「今後の想定スケジュールについて」に沿って、法の全面施行に向けた取組を進めていただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

第1部 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

1 女性の職業生活における活躍の必要性

働く場面において女性の力が十分に発揮できているとはいえない状況を踏まえ、働くことを希望する女性がその希望に応じた働き方を実現できるよう社会全体として取り組んでいくことが求められる。

一方、急速な人口減少局面における将来の労働力不足の懸念や、人材の多様性（ダイバーシティ）の確保に対応するためにも、早急に女性の活躍の推進が求められている。

2 法と男女共同参画社会の形成との関係

法は、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進するため、活躍の場の提供主体である事業主に対し、女性活躍に関する状況の把握・課題分析・行動計画策定・情報公表を義務付けることなどを規定し、これまで事業主の自主的取組に委ねられてきた男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号。以下「基本法」という。）等に基づく積極的改善措置（いわゆるポジティブ・アクション）の実効性を高め、これによって男女の実質的な機会の均等を目指すものである。

3 女性の職業生活における活躍の推進の基本的な考え方

（1）法の対象

法は、正規雇用、非正規雇用といった雇用形態、自営業等の就業形態に関わらず、既に働いている女性は当然のこと、これから働こうとしている女性も含め、自らの希望により、働き又は働こうとするすべての女性を対象とするものである。

（2）法の基本原則

基本方針は、以下の基本原則にのっとり定めなければならないとされている。

- ① 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- ② 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- ③ 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

（3）女性の職業生活における活躍の推進によって目指すべき社会

－就業希望など働く場面における女性の思いを実現する－

トップの意識改革や男女を通じた働き方の改革を進め、仕事と家庭を両立できる環境を整備することなどにより、就業を希望しているものの育児・介護等を理由に働い

ていない約 300 万人に上る女性の希望の実現が図られる。また、責任ある地位での活躍を希望する女性の割合が高まり、女性の登用が促進される。

このように、働きたいという希望を持ちつつも働いていない女性や職場でステップアップしたいと希望する女性等、自らの意思によって働き又は働こうとする女性が、その思いを叶えることができる社会、ひいては、男女が共に、多様な生き方、働き方を実現でき、それにより、ゆとりがある豊かで活力あふれる、生産性が高く持続可能な社会の実現を図る。

(4) 事業主の取組に必要な視点と行政の役割

事業主が女性の職業生活における活躍を推進するに当たっては、(2)の基本原則を踏まえつつ、以下の視点を持って、自ら実施すべき取組を検討・実施していくことが求められる。

一方、行政は、事業主が、取組を円滑かつ効果的に実施できるよう法に基づく必要な支援を行うとともに、女性に対する支援措置や、職業生活と家庭生活との両立のために必要な環境整備を図る。併せて、女性の働き方に中立的な税制・社会保障制度等に向け第4次男女共同参画基本計画期間中のできるだけ早期に見直しを行うなど、女性の職業生活における活躍の推進に資する制度の改革を加速化させる。

- トップが先頭に立って意識改革・働き方改革を行う。
- 女性の活躍の意義を理解し、女性の活躍推進に積極的に取り組む。
- 働き方を改革し、男女ともに働きやすい職場を目指す。
- 男性の家庭生活への参画を強力に促進する。
- 育児・介護等をしながら当たり前にキャリア形成できる仕組みを構築する。

4 基本方針の構成

第2部 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

法第8条及び法第15条において、一般事業主及び特定事業主（以下「事業主」という。）に対し、事業主行動計画の策定が義務付けられている（常時雇用する労働者の数が300人以下の一般事業主については努力義務）。

各事業主により抱える課題は様々であるため、事業主が事業主行動計画を定めるに当たっては、採用した労働者又は職員（以下「労働者等」という。）に占める女性労働者等の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者等に占める女性労働者等の割合その他の女性の活躍に関する状況を職務の内容も踏まえて把握し、課題を分析した上で、その課題解決に必要な取組を事業主行動計画に

定め、実行していくことが重要である。

なお、定量的に定めることとされている目標（数値目標）については、上記の状況把握・課題分析の結果を踏まえ、課題解決を図るためにふさわしい項目を事業主が選定する仕組みとしているが、数値目標を含め、取組によって実現を目指す内容を具体的に設定することにより、効果的に取組を進めることが期待される。

2 事業主行動計画策定指針の策定に当たっての観点

事業主は、法第7条に定める事業主行動計画策定指針に即して事業主行動計画を定めることとなるが、事業主行動計画策定指針においては、事業主が実施すべき取組に関し、以下の観点をもって定めることとする。

- (1) トップによる明確で具体的なメッセージの発信、長時間労働を前提としない働き方の構築、時間当たりの生産性の重視等による男女を通じた働き方改革への取組
- (2) 経験者採用や再雇用も含めた女性の積極採用、将来的な人材育成に向けた教育訓練、ロールモデルとなる人材育成、雇用形態の変更をはじめとする非正規雇用の女性への対応、社内・地域の女性のネットワーク構築等による採用から登用までの各段階の課題に応じた取組
- (3) 長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進、ワークライフバランスに資する取組を人事評価に反映させる仕組みの検討等を含めた男女の働き方の改革、復職しやすい雰囲気づくり、男性による育児休業等の両立支援制度の活用促進等による職業生活と家庭生活の両立に関する取組の更なる推進
- (4) 男性の意識改革、両立支援制度利用の障壁や各種ハラスメントの背景となる固定的な性別役割分担意識の解消等によるハラスメントへの対策等
- (5) 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」も踏まえ、積極的に取組を推進すること等による公的部門による率先垂範

3 次世代育成支援対策推進法に基づく事業主行動計画との関係

事業主は、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条又は第19条に基づき、事業主行動計画（以下「次世代行動計画」という。）を策定しているところ、法に基づく事業主行動計画の策定に当たっては、次世代行動計画の内容と整合性を図るものとする。

4 女性の職業選択に資する情報の公表

事業主が、法第16条又は第17条に基づき、女性の職業選択に資する情報を公表するに当たっては、厚生労働省令・内閣府令に定められる項目の中から、できる限り多くの項目を公表することが期待される。

また、情報の公表は、就職活動中の学生等がタイムリーに情報を取得できるようなタイミングで、原則として、毎年更新することが望ましい。

第3部 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策

(国及び地方公共団体において実施する具体的な施策)

1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(1) 女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む企業に対するインセンティブの付与等

- 女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む企業の認定
- 公共調達を通じた女性の活躍推進（地方公共団体の公共調達においても、認定一般事業主の情報等を活用しながら、独自の基準に基づく加点等の取組の促進に努めるものとする。）
- 企業における女性の活躍状況の「見える化」の促進等（地方公共団体においても、独自の基準に基づく企業表彰や、優良企業の情報発信等に取り組むことが考えられる。）
- 中小企業における女性の活躍推進に向けた取組の促進

(2) 希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援措置

- 非正規雇用における雇用環境等の整備（処遇改善の推進施策や正社員への転換支援の充実）
- 女性の登用促進のための支援（ロールモデルの普及促進）
- 再就職支援（ライフステージに応じた公的職業訓練、能力アップの訓練を実施する一般事業主への支援等）
- 起業・創業支援（情報提供、資金面の支援、先進的な取組の収集・発信）
- 女性の参画が少ない分野での就業支援（職場環境の整備等）
- キャリア教育等の推進（女子学生・生徒の理工系分野への進路選択支援等）

(3) 情報の収集・整理・提供及び啓発活動

- 女性の職業生活における情報の収集・整理・提供
- 女性の職業生活における活躍の推進に向けた啓発活動

2 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備

(1) 男性の意識と職場風土の改革

管理職を含めた企業トップの意識改革に向けた啓発の実施等

(2) 職業生活と家庭生活の両立のための環境整備

- 職業生活と家庭生活の両立に向けた子育て支援環境の整備（「待機児童解消加速化プラン」・「放課後子ども総合プラン」の確実な実行等）
- 長時間労働の是正・休暇の取得促進等に取り組む企業への支援
- 職業生活と家庭生活の両立支援に向けた企業の取組促進

- 企業等へのテレワーク導入支援等による柔軟な働き方の推進
- 職場の風土改革に効果的な人事評価制度の検討（時間当たりの生産性を重視した人事評価制度等好事例の調査研究）

（3）ハラスメントのない職場の実現

家事・育児等を積極的に行う男性ロールモデルの提示、妊娠・出産等による不利益取扱い防止に向けた事業主に対する指導の徹底等

3 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関するその他の重要事項

（1）国における推進体制

- （ア）事業主行動計画策定の推進（事業主からの相談対応その他の必要な支援）
- （イ）フォローアップ（特定事業主行動計画の策定・実施状況、一般事業主行動計画の策定状況について、概ね年一回公表）

（2）地方公共団体における推進体制

（ア）都道府県推進計画・市町村推進計画の策定

（ア）推進計画策定の必要性

女性にとって身近な地方公共団体において、地域の特性を踏まえた主体的な取組を推進することが重要である。また、地方創生に当たっては女性の活躍が鍵であり、活力ある地域社会の実現に向けて女性の活躍を推進する意義は大きく、この取組を計画的かつ効果的に進めるため、地方公共団体においては、法第6条に基づく、都道府県推進計画又は市町村推進計画（以下「推進計画」という。）を策定することが望ましい。

なお、女性の職業生活における活躍の推進に関しては、基本法に基づく「都道府県男女共同参画計画」又は「市町村男女共同参画計画」（以下「男女共同参画計画」という。）の一分野として、既に各地方公共団体において様々な取組が実施されているところ、これまでの取組を踏まえ、基本方針を勘案し、今後更に効果的な取組が推進されることが期待される。

この際、法に基づく推進計画と男女共同参画計画を一体のものとして策定することも考えられる。

（イ）推進計画の策定に当たっての留意事項

推進計画の策定に当たっては、行政全体として推進していくために庁内横断的な推進体制を整備するほか、地域の実情及び住民のニーズを把握して実効性のある施策を検討することが重要である。

また、各施策について、実施時期や目標（数値目標等の客観的に検証可能なもの）を明記し、その実施状況を点検・評価してPDCAサイクルを確立することが重要である。

なお、推進計画は、その存在と内容が広く住民に周知され、その計画に沿って地域ぐるみの取組が推進されるよう、公表を行う必要がある。

(イ) 相談体制の構築

分野を問わず、必要な人に必要な情報を横断的に提供できるワンストップ機能を果たす相談体制の構築が望まれる。

(ウ) 協議会の普及－多様な主体による連携体制の構築－

地域における様々な関係機関がネットワークを形成し、地域の実情を踏まえた取組を進める枠組みとして協議会を積極的に設置・活用し、女性の活躍のステージ、時間軸に応じたトータルな支援を行えるような総合的な支援体制を構築していくことが期待される。

(エ) 国による地方公共団体における推進計画のフォローアップの実施と好事例の情報提供等

第4部 基本方針の見直し